

## 参考資料目次

- 一 法制審議会諮詢及び答申
- 二 司法試験第二次試験出願者数・合格者数の推移
- 三 最近二十三年間の司法試験出願者・合格者の動向
- 四 司法試験合格者の受験回数別構成比等の推移
- 五 司法試験合格者の合格時の有・無職者等及び無職期間調
- 六 司法修習終了者の任官・弁護士登録状況の推移（昭和五〇年以降）
- 七 合格枠制を実施した場合の年齢別・受験期間別合格者  
「平成二年度論文式試験による試算」
- 八 司法試験制度改革に関する法曹三者協議の経緯

一 法制審議会諮問及び答申

I 諮問第三十九号 (平成二年一〇月二二日諮問)

司法試験の現状等にかんがみ、早急に司法試験に関する制度を改善する必要があると思われる所以、左記の改正をすることについて意見を承りたい。

記

第一 司法試験第二次試験の合否判定方法

一 司法試験考查委員の合議によつて第二次試験中論文式試験の合格者を定めるに当たり、受験者の受験歴を参酌することができることとする。

二 受験者の受験歴を参酌して合格者を定める方法は、まず、その受験歴を参酌することなく合格者を決定した上、おおむねその合格者数の四割を超えない範囲内で、初回受験から三年以内

の受験者のうちから合格者を決定することとする。  
三 一及び二において、制度改正前の受験歴は参酌しないこととする。

## 第二 司法試験第二次試験の試験科目

第二次試験中論文式試験及び口述試験の試験科目から司法試験法第六条第二項第七号に定める科目を除くこととする。

## II

### 答申 (平成三年二月四日決定)

諮詢第三十九号に係る改正は、相当である。

## 二 司法試験第二次試験出願者数・合格者数の推移

区分 年 度	出願者数	短答式試験 合 格 者 数	論文式試験 合 格 者 数	最終合格者数	対出願者の 合 格 率 (%)
昭和24年度 25	2,570 2,806	— —	301 260	265 269	10.31 9.59
26	3,668	—	274	272	7.42
27	4,761	—	249	253	5.31
28	5,138	—	293	224	4.36
29	5,250	—	243	250	4.76
30	6,347	—	250	264	4.16
31	6,737	1,458	301	297	4.41
32	6,920	1,429	308	286	4.13
33	7,109	1,677	362	346	4.87
34	7,858	1,766	360	319	4.06
35	8,363	1,774	366	345	4.13
36	10,909	2,092	497	380	3.48
37	10,762	1,931	495	459	4.27
38	11,686	2,030	529	496	4.24
39	12,698	2,017	579	508	4.00
40	13,644	2,258	563	526	3.86
41	14,867	2,225	583	554	3.73
42	16,460	2,244	551	537	3.26
43	17,727	2,322	618	525	2.96
44	18,453	2,326	495	501	2.72
45	20,160	2,157	519	507	2.51
46	22,336	2,821	623	533	2.39
47	23,425	2,407	523	537	2.29
48	25,339	2,484	566	537	2.12
49	26,708	2,419	494	491	1.84
50	27,791	2,343	482	472	1.70
51	29,088	3,152	497	465	1.60
52	29,214	3,229	501	465	1.59
53	29,390	3,618	515	485	1.65
54	28,622	4,167	534	503	1.76
55	28,656	4,404	545	486	1.76
56	27,816	4,181	486	446	1.60
57	26,317	3,809	461	457	1.74
58	25,138	4,008	459	448	1.78
59	23,956	4,174	459	453	1.89
60	23,855	3,811	482	486	2.04
61	23,904	4,352	538	486	2.03
62	24,690	4,641	526	489	1.98
63	23,352	4,296	535	512	2.20
平成元年度 2	23,202 22,900	4,020 3,814	523 506	506 499	2.18 2.18

(注) 出願者数は、筆記試験免除者数、行政科合格者数を含む。

三 最 近 2 3 年 間 の 司 法 試 験

年度	全 体				24歳以下			
	出願者数	合格者数	合格者の平均年齢	合格率	出願者数	全出願者中の割合	合格者数	合格率
43	17,727	525	26.91	3.0%	5,768	32.5%	201	3.5%
44	18,453	501	27.15	2.7%	5,984	32.4%	194	3.2%
45	20,160	507	26.60	2.5%	7,055	35.0%	207	2.9%
46	22,336	533	26.35	2.4%	8,252	36.9%	246	3.0%
47	23,425	537	26.76	2.3%	7,795	33.3%	185	2.4%
48	25,339	537	26.11	2.1%	8,269	32.6%	209	2.5%
49	26,708	491	26.71	1.8%	8,559	32.0%	143	1.7%
50	27,791	472	26.75	1.7%	8,517	30.6%	150	1.8%
51	29,088	465	26.81	1.6%	8,966	30.8%	142	1.6%
52	29,214	465	27.74	1.6%	8,473	29.0%	106	1.3%
53	29,390	485	27.76	1.7%	8,317	28.3%	114	1.4%
54	28,622	503	27.98	1.8%	7,970	27.8%	110	1.4%
55	28,656	486	28.07	1.7%	7,720	27.0%	113	1.5%
56	27,816	446	27.94	1.6%	7,231	26.0%	93	1.3%
57	26,317	457	28.05	1.7%	6,976	26.5%	92	1.3%
58	25,138	448	27.89	1.8%	6,805	27.1%	90	1.3%
59	23,956	453	27.72	1.9%	6,762	28.2%	113	1.7%
60	23,855	486	28.39	2.0%	6,721	28.2%	97	1.4%
61	23,904	486	27.79	2.0%	6,687	28.0%	114	1.7%
62	24,690	489	28.30	2.0%	7,219	29.2%	94	1.3%
63	23,352	512	28.44	2.2%	6,791	29.1%	106	1.6%
元年	23,202	506	28.91	2.2%	6,863	29.6%	83	1.2%
2年	22,900	499	28.65	2.2%	6,672	29.1%	107	1.6%
								21.4%

(注) 行政科試験合格者及び筆記試験免除者の数は、全体の出願者数の中には

出願者・合格者の動向

出願者数	全出願者中の割合	25歳～29歳			30歳以上				
		合格者数	合格率	全合格者中の割合	出願者数	全出願者中の割合	合格者数	合格率	全合格者中の割合
5,166	29.1%	199	3.9%	37.9%	6,709	37.8%	125	1.9%	23.8%
5,558	30.1%	189	3.4%	37.7%	6,759	36.6%	118	1.7%	23.6%
5,967	29.6%	202	3.4%	39.8%	7,041	34.9%	98	1.4%	19.3%
6,515	29.2%	185	2.8%	34.7%	7,483	33.5%	102	1.4%	19.1%
7,766	33.2%	249	3.2%	46.4%	7,719	33.0%	103	1.3%	19.2%
8,996	35.5%	247	2.7%	46.0%	7,994	31.5%	81	1.0%	15.1%
9,922	37.1%	257	2.6%	52.3%	8,141	30.5%	91	1.1%	18.5%
10,769	38.7%	237	2.2%	50.2%	8,424	30.3%	85	1.0%	18.0%
11,233	38.6%	249	2.2%	53.5%	8,837	30.4%	74	0.8%	15.9%
10,954	37.5%	231	2.1%	49.7%	9,712	33.2%	128	1.3%	27.5%
10,201	34.7%	217	2.1%	44.7%	10,787	36.7%	154	1.4%	31.8%
9,572	33.4%	229	2.4%	45.5%	10,992	38.4%	164	1.5%	32.6%
9,152	32.0%	216	2.5%	44.4%	11,701	40.9%	157	1.3%	32.3%
8,687	31.2%	216	2.5%	48.4%	11,788	42.4%	137	1.2%	30.7%
7,794	29.6%	216	2.8%	47.2%	11,442	43.5%	149	1.3%	32.6%
7,212	28.7%	233	3.2%	52.0%	11,051	44.0%	125	1.1%	27.9%
6,628	27.7%	217	3.3%	47.9%	10,507	43.9%	123	1.2%	27.2%
6,422	26.9%	227	3.5%	46.7%	10,662	44.7%	162	1.5%	33.3%
6,340	26.5%	226	3.6%	46.5%	10,842	45.4%	146	1.3%	30.0%
6,519	26.4%	219	3.4%	44.8%	10,874	44.0%	176	1.6%	36.0%
6,251	26.8%	223	3.6%	43.6%	10,227	43.8%	183	1.8%	35.7%
6,349	27.4%	243	3.8%	48.0%	9,923	42.8%	180	1.8%	35.6%
6,341	27.7%	218	3.4%	43.7%	9,826	42.9%	174	1.8%	34.9%

含まれているが、年齢層別の出願者の中には含まれていない。

四 司法試験合格者の受験回数別構成比等の推移

合格年次 受験回数	昭34年度		昭35年度		昭36年度		昭37年度		昭38年度		昭39年度		昭40年度		昭41年度		昭42年度		昭43年度		昭44年度		昭45年度		昭46年度		昭47年度			
	合格者	比率																												
3回以内	182	57.1	183	53.0	197	51.8	207	45.1	221	44.6	229	45.1	278	52.9	300	54.2	282	52.5	283	53.9	228	45.5	255	50.3	289	54.2	264	49.2	282	52.5
5回以内	275	86.2	293	84.9	313	82.4	357	77.8	368	74.2	386	76.0	418	79.5	438	79.1	421	78.4	425	81.0	378	75.4	405	79.9	443	83.1	424	79.0	445	82.9
6回以上	44	13.8	52	15.1	67	17.6	102	22.2	128	25.8	122	24.0	108	20.5	116	20.9	116	21.6	100	19.0	123	24.6	102	20.1	90	16.9	113	21.0	92	17.1
合 計	319	345	380	459	496	508	526								554	537	525	501	507	533	537	537								
平均回数	3.47	3.60	3.78	4.05	4.19	4.12	3.84								3.81	3.89	3.88	4.21	3.98	3.68	4.04	3.93								

合格年次 (入所) 受験回数	昭49年度		昭50年度		昭51年度		昭52年度		昭53年度		昭54年度		昭55年度		昭56年度		昭57年度		昭58年度		昭59年度		昭60年度		昭61年度		昭62年度		昭63年度		平成元年度		平成2年度	
	合格者	比率	合格者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率												
3回以内	205	41.8	188	39.8	17	39.5	12	26.7	13	26.5	104	21.6	92	20.9					87	19.2	96	21.2	87	19.4	79	16.4	103	21.5	86	17.4	93	18.5	75	15.0
5回以内	381	77.6	357	75.6	39	76.7	28	62.2	35	71.4	253	52.5	210	47.7					224	49.3	235	51.9	227	50.7	222	46.0	231	48.2	214	43.4	216	42.9	207	41.3
6回以上	110	22.4	115	24.4	10	23.3	17	37.8	14	28.6	229	47.5	230	52.3					230	50.7	218	48.1	221	49.3	261	54.0	248	51.8	279	56.6	287	57.1	294	58.7
合 計	491	472			43	45	49				482	440							454	453	448	483	479	493	503	501								
平均回数	4.16	4.48	4.1	5.2	4.7						5.62	5.80							5.90	5.83	5.82	6.32	5.88	6.61	6.52	6.66								

(注) 1 昭和51年度以降は、その年の司法研修所入所者についてのデータである。

2 昭和51・52・53年度の調査は、その年司法研修所に入所した者の10

組中の1組を抽出して行った。

3 昭和54・55年度のデータはない。

4 平成元年度、同2年度の調査は、昭和59年度以前の合格者及び不明者を除

外して行った。

## 五 司法試験合格者の合格時の有・無職者等及び無職期間調

### I 司法試験合格者の合格時の有・無職者等調

区分	合格年度	昭和55年度	昭和58年度	昭和62年度	平成元年度
有職者		175人	118人	85人	124人
無職者		205人	213人	309人	300人
在学生・大学院生		79人	99人	81人	62人
計		459人	430人	475人	486人
全合格者		486人	448人	489人	506人

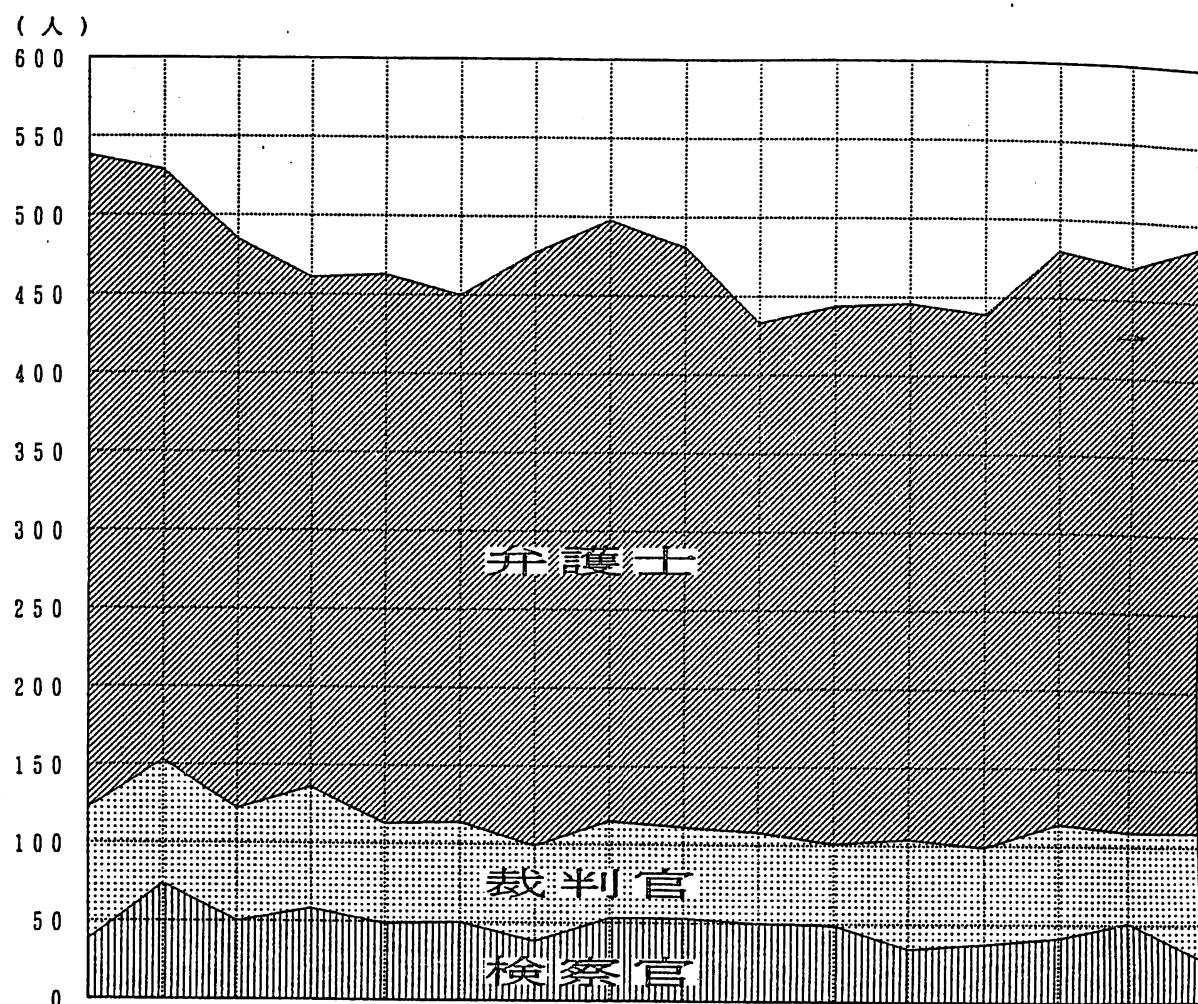
区分	合格年度	昭和55年度	昭和58年度	昭和62年度	平成元年度
無職率		44.7%	49.5%	65.1%	61.7%
在学生・大学院生を除いた無職率		53.9%	64.4%	78.4%	70.8%

### II 司法試験合格者の合格時の無職期間調

期間	合格年度	昭和55年度		昭和58年度		昭和62年度		平成元年度	
		人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合
1年未満	34人	16.6%	27人	12.7%	36人	11.7%	27人	9.0%	
1年以上～2年未満	35人	17.1%	36人	16.9%	37人	12.0%	35人	11.7%	
小計 2年未満	69人	33.7%	63人	29.6%	73人	23.6%	62人	20.7%	
2年以上～3年未満	27人	13.2%	38人	17.8%	55人	17.8%	40人	13.3%	
3年以上～4年未満	27人	13.2%	31人	14.6%	43人	13.9%	57人	19.0%	
4年以上～5年未満	27人	13.2%	22人	10.3%	37人	12.0%	33人	11.0%	
小計 2年以上～5年未満	81人	39.5%	91人	42.7%	135人	43.7%	130人	43.3%	
5年以上～6年未満	14人	6.8%	21人	9.9%	18人	5.8%	28人	9.3%	
6年以上～7年未満	7人	3.4%	12人	5.6%	16人	5.2%	22人	7.3%	
小計 5年以上～7年未満	21人	10.2%	33人	15.5%	34人	11.0%	50人	16.7%	
7年以上～8年未満	18人	8.8%	12人	5.6%	21人	6.8%	23人	7.7%	
8年以上～10年未満	11人	5.4%	7人	3.3%	17人	5.5%	19人	6.3%	
10年以上	5人	2.4%	7人	3.3%	29人	9.4%	16人	5.3%	
小計 7年以上	34人	16.6%	26人	12.2%	67人	21.7%	58人	19.3%	
小計 5年以上	55人	26.8%	59人	27.7%	101人	32.7%	108人	36.0%	
計	205人	100.0%	213人	100.0%	309人	100.0%	300人	100.0%	

(注) 昭和55、58、62年度及び平成元年度司法試験合格者で、それぞれその翌年度に司法研修所に入所した者に対するアンケート調査による。

## 六 司法修習終了者の任官・弁護士登録状況の推移（昭和50年以降）

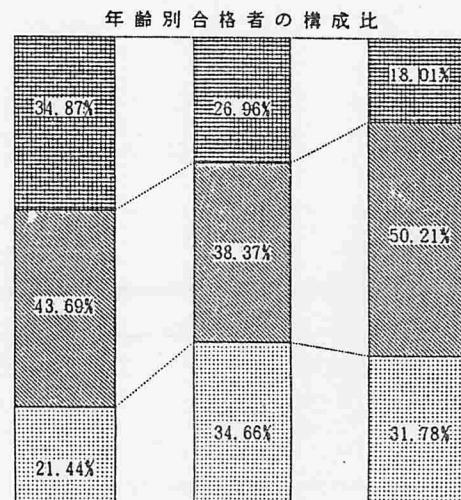


昭和	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
弁護士	416	376	363	325	350	336	378	383	370	325	343	342	340	366	361	376
裁判官	84	79	72	78	64	64	61	62	58	58	52	70	62	73	58	81
検察官	38	74	50	58	49	50	38	53	53	50	49	34	37	41	51	28
合計	538	529	485	461	463	450	477	498	481	433	444	446	439	480	470	485

七 合格枠制を実施した場合の年齢別・受験期間別合格者  
〔平成2年度論文式試験による試算〕

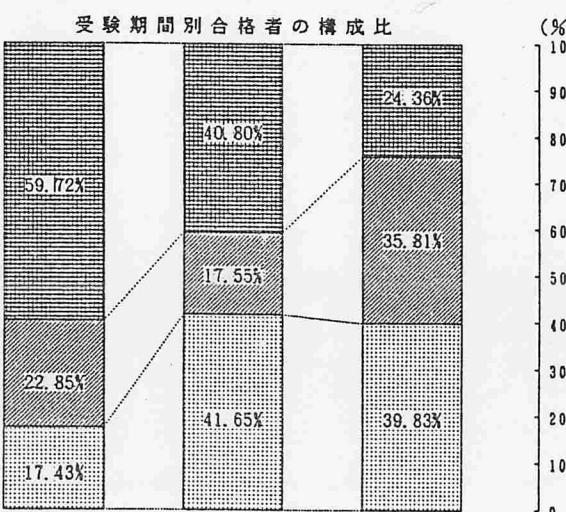
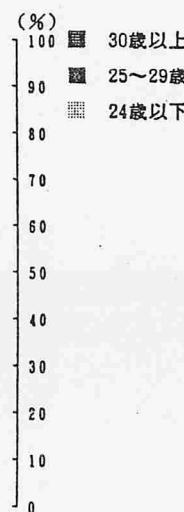
年齢構成	現実の合格者数	合格枠制			参考 昭和50年度の合格者
		無制限枠	3年以内	合計	
合計	499	506	195	701	472
24歳以下 (構成比)	107 (21.44%)	112 (22.13%)	131 (67.18%)	243 (34.66%)	150 (31.78%)
25~29歳 (構成比)	218 (43.69%)	220 (43.48%)	49 (25.13%)	269 (38.37%)	237 (50.21%)
30歳以上 (構成比)	174 (34.87%)	174 (34.39%)	15 (7.69%)	189 (26.98%)	85 (18.01%)
平均年齢	28.65歳	28.60歳	24.60歳	27.49歳	26.75歳

受験期間 種別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年以上	合計	
	現実の合格者数 (構成比)	3 (0.60%)	33 (6.61%)	51 (10.22%)	64 (12.83%)	50 (10.02%)	65 (13.03%)	48 (9.62%)	185 (37.07%)	499
合格枠制 無制限枠 合計 (構成比)	4 (4.14%)	25 (16.41%)	36 (21.11%)	57 (9.70%)	68 (7.85%)	55 (9.84%)	69 (7.85%)	55 (23.11%)	162 (50.6%)	506 (19.5%)
受験回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	合計	
参考 昭和50年度の合格者 (構成比)	21 (4.45%)	72 (15.25%)	95 (20.13%)	79 (16.74%)	90 (19.07%)	40 (8.47%)	16 (3.39%)	59 (12.50%)	472	



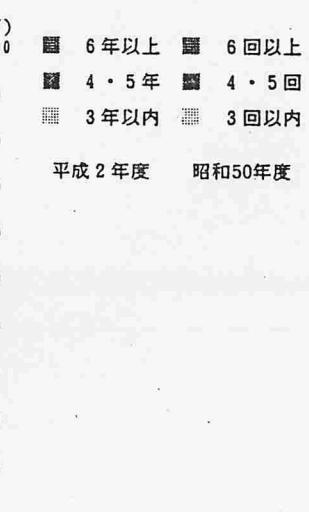
現実 [合格枠制]  
無制限枠  
(506人)  
制限枠 (3年)  
(195人)  
(無制限枠優先)

昭和50年度  
(参考)



現実 [合格枠制]  
無制限枠  
(506人)  
制限枠 (3年)  
(195人)  
(無制限枠優先)

昭和50年度  
(参考)



平成2年度 昭和50年度

(注) 1 昭和50年度の合格者に関するデータは、アンケート調査の結果に基づく、実際の受験回数である。

2 平成2年度の合格者に関するデータは、昭和58年度以降初めて受験した時から合格（合格枠制による想定も含む。）までの期間である。

## 八 司法試験制度改革に関する法曹三者協議の経緯

昭和 63 年 12 月 19 日

司法試験制度改革問題を法曹三者協議会の議題とすることを決定、協議開始

同日より、おおむね月一回の割合で協議会が開催され、司法試験改革の必要性、改革の方向等について法務省が説明、これに関して協議

平成元年 11 月 20 日（第 11 回三者協議会）

法務省が「司法試験改革の基本構想」を提示  
(別紙 1)

平成 2 年 7 月 25 日（第 19 回三者協議会）

日弁連から、いわゆる検証等に関する提案

平成 2 年 10 月 16 日（第 22 回三者協議会）

「司法試験制度改革に関する基本的合意」が成立  
(別紙 2)

## 司法試験制度改革の基本構想

平成元年11月20日

法務省

法曹三者それぞれに優れた人材を十分に確保し、これを通じて国民に対して、量的にも、質的にも一層充実した法的サービスを提供し、国民の法曹三者に対する負託と信頼に応え得るものとするため、司法試験制度に関し、当面緊急に以下の改革を行う。

### 第1 改革の基本的方向

現行の司法試験に比べて、より多くの者がより短期間に合格し得る試験とする。

### 第2 改革の具体的内容

#### 1 制度上の改革

(1) 司法試験第二次試験について、下記の各案のいずれかを実施する。

〔甲〕 a 司法試験第二次試験は、初めて受験した年から5年以内に限って受験することができる。ただし、上記制限期間内の最後の試験において筆記試験に合格し、口述試験で不合格となった者は、更に次回の口述試験に限り受験することができる。

b 上記制限の範囲内において不合格となった者は、最後に不合格となった試験の年から5年間経過すれば、再度上記aと同様の制限の範囲内で受験することができる。

〔乙〕 論文式試験及び口述試験の合格者を決定するに当たり、当該試験の合格者数の100分の80以上に相当する数（最終合格者数約560人）を初回受験から5年以内の受験者から決定し、その余の合格者（同約140人）は初回受験から6年以上の受験者から決定することとする。ただし、後者の合格最低点は前者の合格最低点を下回ることができないものとする。

〔丙〕 論文式試験及び口述試験の合格者を決定するに当たり、当該試験の全受験者からその者の受験回数にかかわらず全合格者数の100分の70に相当する数（最終合格者数約500人）の合格者を決定し、その余の合格者（同約200人）を初回受験から3年以内の受験者から決定することとする。

（なお、上記各案の基準となる受験歴は、当然のことながら新制度実施前のものは対象とならない。）

(2) 教養選択科目を廃止する。

#### 2 合格者数

上記1(1)の改革に伴い最終合格者の数を700人程度に増加させるものとする。

#### 3 運用上の措置

上記改革に伴い、運用上所要の措置として、例えば、短答式試験の成績通知等を実施する。

### 第3 繼続的検討事項等

- 1 司法試験と大学における法学教育をよりよく結びつけるため、例えば、受験実績に基づく大学推薦制等の方策につき、検討を継続する。
- 2 この改革の効果が明らかとなった段階で、これを検証しつつ、将来の改革の要否について更に関係者間で協議を行うこととする。

## 司法試験制度改革に関する基本的合意

1990.10.16

法曹三者は、司法試験制度改革について下記のとおり基本的に合意し、さらに細目につき協議を続けるものとする。

この基本的合意は、法曹三者の信頼と互譲に基づいて成立したものであるから、合格者の数並びに検証基準の適用等、合意内容全般の実施にあたっては、三者の信頼と良識に基づいて行うものとする。

## 第1 改革協議会について

法曹三者は、司法試験制度の抜本的改革を実現するために法曹養成制度等改革協議会（仮称）を設置することとし、その性格、構成、協議事項、発足までの手続、日程等について協議を行い、遅くとも今次改革に必要な法令の改正が完了後直ちに第1回の協議会が開催されるようにすることとする。

## 第2 司法試験の運用改善について

- (1) 法務省は、司法試験の運用改善方策に関して日弁連内で検討されている意見について今次三者協議においてできるだけ論議を尽くしたうえ、相当と思われる改善策については、これを司法試験第二次試験運用等検討小委員会に伝達するなど、その実現に向けて努力する。
- (2) 法務省は、特に下記の事項については早急な検討が必要であると考え、その旨司法試験管理委員会、及び司法試験考查委員会議に伝達する。

- ア 大学法学教育の実情及び受験生の実情を考慮して、司法試験の出題及び採点が司法試験法6条5項の精神により良く合致したものとするための継続的検討
- イ 短答式試験の成績通知等、受験生に対するより多くの情報提供
- ウ 最終合格者の増加に伴う短答式試験合格者数の増加

## 第3 合格者の増員及び検証等について

## 1 合格者の増員

合格者は平成3年から600人程度に増加させ、平成5年からは700人程度にする。（合格者の増加数は、平成3年から7年までの間に合計900人以上となることを目途とする。）

## 2 検証等について

## (1) 検証と丙案の実施

ア 検証期間は、平成3年から5年間とし、期間中各年ごとに検証を行い、平成7年の試験終了後速やかに丙案実施の可否について決定する。

イ 丙案による合否判定を行う場合には、平成8年以前の受験（新制度発足前のものは除く）を考慮するものとする。

## (2) 検証基準

平成7年の検証時点で以下のア及びイのいずれにも該当する場合には、平成8年から丙案による合否判定を行うことはしない。

ア 平成7年の試験において、次の要件の一つが満たされていること。

a 合格者のうち初回受験から3年以内の者（以下「3年以内合格者」という）が30%以上であること。

b 合格者のうち初回受験から5年以内の者（以下「5年以内合格者」とい

う)が60%以上であること。  
イ 平成8年以降において上記アのa又はbの数値が安定的なものであり、かつ上昇する傾向が見定められ、数年の後に3年以内合格者が40%程度又は5年以内合格者が75%程度になることが見込まれること。  
この予測に当たっては、次の指標を含む受験者、合格者の変化に関する指標を客観的に分析し、三者の認識を一致させることとする。

- a 新規受験者数の変化
- b 受験者の受験断念状況の変化
- c 3年以内及び5年以内合格者の割合の変化

#### 第4 見直し

平成12年の試験終了後に、それまでの検証結果に基づき、その間に行われた試験方法をその後も継続するべきか(丙案が実施されている場合にはこれの廃止も含む)、他の方法を探るべきかを協議することとする。

#### 第5 抜本的改革との関係

上記第3の2の(1)のア、第4の期間中にも改革協議会において抜本的改革に関する関係者の合意が得られた場合には、その時点でこれを実施するための措置を直ちに採るものとする。

#### 第6 司法試験管理委員会の運営等について

- 1 法務省は、司法試験管理委員会の庶務をつかさどるに当たり、日弁連推薦委員が日弁連を代表するものであることに十分配慮するものとする。  
2 司法試験管理委員会の在り方については、改革協議会において協議する。